

目次

ページ

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示	(情報政策課)	66
○知事権限に係る保安林の指定の予定	(治山課)	66
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	67
○森林法による通知に代える公示	(治山課)	67
○道路の供用の開始	(道路課)	67
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防災課)	67
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除	(砂防災課)	68
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防災課)	68
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告		70

告 示

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
行政情報コミュニケーションシステム等サービス提供業務 一式
- 2 落札を決定した日
平成24年6月6日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 東日本電信電話株式会社
(2) 住 所 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号
- 4 落札金額
909,090,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

(1) 名 称 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第434号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成24年 6 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 雨竜郡北竜町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び北竜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第435号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を西興部村役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成24年北海道告示第404号のとおりである。

平成24年 6 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不分明な者
紋別郡西興部村字奥興部154、155、156、157、315所在の森林について所有権を有する
酒井 暁一

北海道告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年 6 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
道道 美唄月形線 美唄市字美唄8489番5地先から 平成24. 6. 29
同市字茶志内原野1565番15地先まで

北海道告示第437号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年 6 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
緑四丁目沢川（Ⅰ－61－0210）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
稚内市緑四丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
チララウスナイ川（Ⅰ－61－0250）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
稚内市港三丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
トベンナイ川（Ⅰ－61－0330）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
稚内市宝来三丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
天都山沢（Ⅰ－71－0240）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走市天都山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
車止内1号沢（Ⅰ－71－0230）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走市錦町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第438号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第6項及び第8条第8項の規定により、次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部を解除する。

平成24年6月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
稚内中央3丁目（Ⅰ－6－8－2343）
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
稚内市中央3丁目（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 4 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第439号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年6月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
稚内中央3丁目（Ⅰ－6－8－2343）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
稚内市中央3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走二ッ岩1（Ⅰ－7－1－2495）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市二ッ岩（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走二ッ岩6（Ⅱ－7－4－1851）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市二ッ岩（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走向陽ヶ丘2丁目2（Ⅰ－7－4－2498）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市向陽ヶ丘2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走向陽ヶ丘3丁目（Ⅰ－7－5－2499）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市向陽ヶ丘3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走天都山2（Ⅰ－7－12－2506）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市天都山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走天都山10（Ⅱ－7－12－1859） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市天都山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走新町3丁目1（Ⅰ－7－20－2514） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市新町3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走天都山5（Ⅰ－7－18－2512） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市天都山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大曲の沢川（Ⅰ－71－0290） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市新町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走南8条西4丁目（Ⅰ－7－9－2503）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市南8条西4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走桂町（Ⅰ－7－10－2504） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市桂町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走錦町1（Ⅰ－7－27－2521） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市錦町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走錦町2（Ⅰ－7－29－2523） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市錦町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走錦町3（Ⅰ－7－30－2524） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市錦町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
---	--

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走錦町4（I-7-31-2525） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市錦町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走錦町5（I-7-32-2526） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市錦町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走錦町6（I-7-33-2527） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市錦町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走桂町2丁目（I-7-22-2516） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市桂町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走呼人2（I-7-40-2534） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市呼人（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走鱒浦3（I-7-38-2532） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市鱒浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走藻琴1（I-7-43-2537） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市藻琴（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 総合振興局告示及び 振興局告示 北海道釧路総合振興局告示第4号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成24年6月26日
--	--

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
乗用自動車の賃貸借（1台分） 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成24年9月26日から平成29年8月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成23年北海道告示第7号及び平成24年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスが可能なこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成24年6月26日（火）から同年7月31日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085－8588 釧路市浦見2丁目2番54号
北海道釧路総合振興局地域政策部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路総合振興局3階会議室（送付による場合は、郵便番号 085－8588 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路総合振興局地域政策部総務課）

- (2) 入札日時 平成24年8月8日（水）午前10時（送付による場合は、同月7日（火）必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 貨物兼乗用自動車 2台

イ 予定時期 平成24年7月頃

- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成24年5月18日付け北海道釧路総合振興局告示第1号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道釧路総合振興局のホームページ（<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatujyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道釧路総合振興局地域政策部総務課

(2) 所 在 地 郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of 1 Car 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 8, 2012

(Mailed bids must arrive no later than August 7, 2012)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 2-2-54, Urami, Kushiro, Hokkaido 085-8588 Japan

Phone : 0154-43-9133

正 誤

○平成24年6月19日（第2388号）

北海道宗谷総合振興局告示第2号（特定調達契約に係る入札の公告）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

58 左 13

誤 認めない。

正 認める。
